

## 平成27年度税制改正～国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設～

平成27年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」が創設されました。

この改正により、平成27年7月1日以後に国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。)をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税が課税されることとなりました。その改正の概要についてお知らせいたします。

### (1) 制度の概要

租税条約上、株式等を売却した者が居住している国に、そのキャピタルゲインに関する課税権があるとされています。これを利用して、巨額の含み益を有する株式を保有したまま、キャピタルゲイン非課税国(例えばシンガポール、香港など)に出国し、その後に売却することにより、税負担を回避することに対応するため、出国時に未実現のキャピタルゲイン(含み益)に対して特例的に課税する措置が創設されました。

平成27年7月1日以後に国外転出する一定の高額資産家を対象に、国外転出時に有価証券等の譲渡等をしたものとみなして、未実現のキャピタルゲインに対して特例的に課税されます。

### (2) 国外転出時課税の対象者

国外転出時において、①及び②のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- ① 所有等している対象資産の価額が合計で1億円以上であること。
- ② 原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

### (3) 対象資産

次のものが国外転出時課税の対象資産となります。

- ・有価証券(株式、投資信託等)
- ・匿名組合契約の出資の持分
- ・未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引

### (4) 国外転出後5年を経過する日までに帰国をした場合の取扱い

国外転出から5年を経過する日までに帰国した場合において、国外転出時に有していた有価証券等で国外転出時以後引き続き有していたものについては、この特例による課税を取り消すことができます。

### (5) 納税猶予

この特例の適用を受けた者が、国外転出の日の属する年分の確定申告書の納税猶予を受けようとする旨の記載をした場合には、国外転出の日から5年(申請により10年まで延長可)を経過する日まで、納税が猶予されます。

ただし、確定申告書の提出期限までに、納税猶予分の所得税額に相当する担保を提供し、かつ、納税管理人の届をすることが必要です。

### (6) 各種減額措置等

上記の納税猶予制度の適用を受ける場合は、次の①～④の減額措置等の適用を受けることができます。

ただし、納税管理人の解任をした場合や担保不足が生じた場合には、猶予税額の納付が必要になり、減額措置等の適用もなくなります。

	国外転出後の状況	減額措置等	必要な手続き
①	譲渡等の際の対象資産の価額が国外転出時よりも下落している場合	譲渡等した対象資産について、国外転出時課税により課された税額を減額できる。	譲渡等の日から4ヶ月を経過する日までに更正の請求
②	国外転出先の国の外国所得税と二重課税が生じる場合 (国外転出先の国において国外転出時課税分の税額が調整されない場合)	納税猶予期間中に対象資産を譲渡等した際、国外転出先の国で納付した外国所得税について、外国税額控除の適用をうけることができる。	外国所得税を納付することとなる日から4ヶ月を経過する日までに更正の請求
③	納税猶予期間(5年又は10年)内に帰国した場合 (納税猶予の適用を受けず、国外転出から5年以内に帰国した場合も含む)	国外転出時から帰国時まで引き続き有している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を取り消すことができる。	帰国した日から4ヶ月を経過する日までに更正の請求
④	納税猶予期間が満了した場合	国外転出時から引き続き有している対象資産について、納税猶予期間が満了した時点で、対象資産の価額が国外転出時よりも下落しているときは、国外転出時課税により課された税額を減額できる。	納税猶予期限から起算して4ヶ月を経過する日までに更正の請求

<適用時期> この改正は平成27年7月1日以後に国外転出をする場合に適用されます。